

C

令和 7 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 14 号議案	浜松市ふるさと・水と土基金に関する条例の廃止について……………	5
第 15 号議案	工事請負契約締結について (令和 6 年度(債務)斎場施設整備事業(市)雄踏西ヶ崎パーク線 道路改良工事)……………	6
第 16 号議案	工事請負契約締結について (浜松市西部清掃工場更新事業設計建設工事)……………	8
第 17 号議案	工事請負契約締結について (令和 6 年度(債務)高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 (国)152 号(池島-大原)道路改良工事(第 5 工区 3 号軽量盛土))・	10
第 18 号議案	工事請負契約締結について (令和 6 年度(債務)国県道整備国交付金事業(社資交)(国)152 号 (浜北天竜 BP)道路改良工事)……………	12
第 19 号議案	工事請負契約締結について (浜松市小型自動車競走場競走路改修工事)……………	14
第 20 号議案	工事委託契約の一部変更について (天竜浜名湖線金指・岡地駅間 4 2 k 5 0 0 m 付近西金指踏切新設 工事)……………	16
第 21 号議案	天竜区緑恵台の土砂崩落に係る損害賠償請求訴訟の提起について…………	18
第 22 号議案	市有財産取得について(神原調整池用地)……………	20
第 23 号議案	指定管理者の指定について (アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館)……………	22
第 24 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ギャラリーモール)……………	26
第 25 号議案	指定管理者の指定について (浜松市新川モール)……………	30
第 26 号議案	指定管理者の指定について (浜松市観光バス公共駐車場)……………	34
第 27 号議案	指定管理者の指定について (浜松まつり会館)……………	38
第 28 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北温泉施設あらたまの湯)……………	42

第 29 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園 (江之島地区))	46
第 30 号議案	指定管理者の指定について (安間川公園ほか2施設)	50
第 31 号議案	から 第 32 号議案 まで 市道路線認定、市道路線変更について	54
第 48 号議案	浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について	55
第 49 号議案	浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正 について	56
第 50 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	57
第 51 号議案	浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員 の育児休業等に関する条例の一部改正について	61
第 52 号議案	浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例の 一部改正について	62
第 53 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	63
第 54 号議案	浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	65
第 55 号議案	浜松市職員退職手当支給条例の一部改正について	66
第 56 号議案	浜松市財政調整基金に関する条例の一部改正について	67
第 57 号議案	浜松市税条例の一部改正について	68
第 58 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	69
第 59 号議案	浜松市収入証紙条例の廃止について	71
第 60 号議案	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正 について	72
第 61 号議案	浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について	73
第 62 号議案	浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について	74
第 63 号議案	浜松市立保育所条例の一部改正について	75
第 64 号議案	浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の 一部改正について	76
第 65 号議案	浜松市保健福祉センター条例の一部改正について	77

第 66 号議案	浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について……………	78
第 67 号議案	浜松市舞阪水産物荷さばき所条例の廃止について……………	79
第 68 号議案	浜松市地方卸売市場業務条例及び浜松市と畜場条例の廃止について…	80
第 69 号議案	浜松市と畜場条例の一部改正について……………	81
第 70 号議案	浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項 ただし書の規模を定める条例の廃止について……………	82
第 71 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について……………	83
第 72 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について……………	85
第 73 号議案	浜松市消防団に関する条例の一部改正について……………	86
第 74 号議案	浜松市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について……………	87
第 75 号議案	浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について……………	88
第 76 号議案	浜松市水道事業給水条例の一部改正について……………	89
第 77 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について……………	90
第 78 号議案	浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……	92
第 79 号議案	浜松市学童等災害共済条例の一部改正について……………	93
第 80 号議案	浜松市立幼稚園条例の一部改正について……………	94
第 81 号議案	浜松市立小学校及び中学校条例の一部改正について……………	95
第 82 号議案	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例 の制定について……………	96
第 83 号議案	浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について……………	98
第 84 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について……………	99
第 85 号議案	包括外部監査契約締結について……………	100
第 86 号議案	市有財産取得について（佐鳴湖公園用地）……………	101

(第 14 号議案の説明資料)

農地整備課

浜松市ふるさと・水と土基金に関する条例の廃止について

(提案理由)

浜松市ふるさと・水と土基金について、令和 6 年度事業に充当することでその活用が終了することに伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行するものです。

(第 15 号議案の説明資料)

市民生活課

工事請負契約締結について（令和 6 年度（債務）斎場施設整備事業（市）雄
踏西ヶ崎パーク線道路改良工事）

(提案理由)

雄踏斎場の再整備に伴い、周辺の交通環境を改善するため、（市）雄踏西ヶ崎パーク線
の道路改良工事について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

工事箇所 浜松市中央区雄踏町宇布見 地内

工事内容 施工延長 L = 6 2 7 m

U字カルバート工 L = 5 3 6 m、中層混合処理工 V = 5, 9 9 1 m³

歩道舗装工 A = 1, 0 6 0 m²、車道舗装工 A = 3, 6 0 0 m²

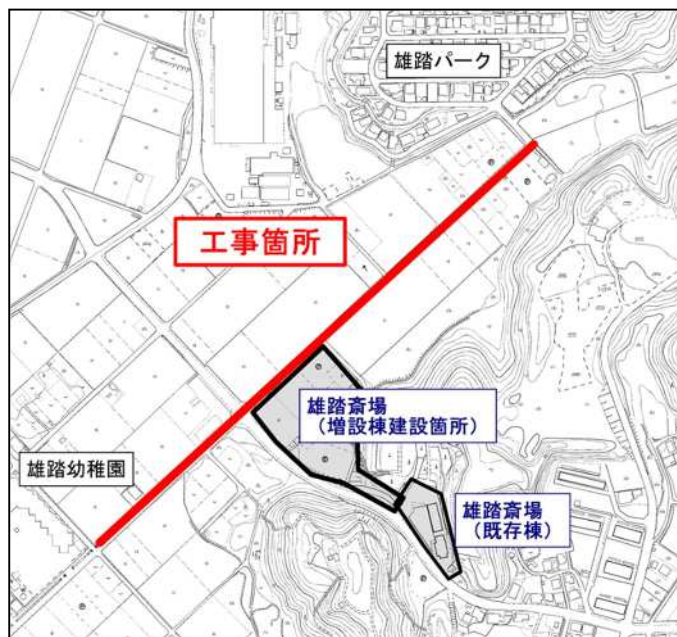
仮設工 一式

(工事期間)

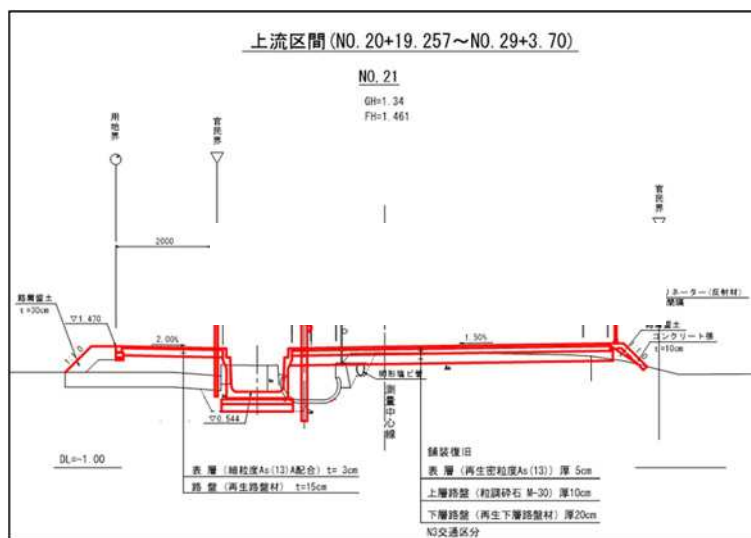
本契約成立の日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
令和6年度（債務）斎場施設整備事業（市）雄踏西ヶ崎パーク線道路改良工事	施工延長 L=627m U字カルバート工 L=536m 中層混合処理工 V=5,991m ³ 歩道舗装工 A=1,060m ² 車道舗装工 A=3,600m ² 仮設工 一式	596,200,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	中村組・宮崎建設特定 建設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中央区住吉 五丁目22番1号 株式会社中村組 取締役社長 中村 嘉宏 〈その他の構成員〉 浜松市中央区 雄踏町宇布見 8991番地の9 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 康弘

(位置図)



(標準断面図)



(現況)



(第 16 号議案の説明資料)

廃棄物処理施設課

工事請負契約締結について（浜松市西部清掃工場更新事業設計建設工事）

(提案理由)

平成 21 年に建設した西部清掃工場の老朽化及び管理運営契約の終了に伴い、市内のごみ処理の安定化を図るため、西部清掃工場の設計建設工事について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市中央区篠原町 2 6 0 9 8 番地の 1
- ・施設の種類 ごみ焼却処理施設
- ・処理方式 ストーカ式
- ・処理能力 4 1 7 t / 日 (1 3 9 t / 日 × 3 炉)
- ・事業内容 T o B i O へのエネルギー供給の継続
ごみ処理に伴う二酸化炭素排出量の削減
副生成物の全量資源化

(工事期間)

本契約成立の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
浜松市西部清掃 工場更新事業設 計建設工事	設計及び建設工事 一式 ・更新工場 ・管理棟 ・計量棟 ・休憩棟 ・調整池 ・駐車場 ・構内道路 ・資源物回収集積 コーナー ・水泳場への余熱供 給配管及び電気 供給配線 他	39,892,600,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評 価方式)	愛知県名古屋市中 村区名駅三丁目28 番12号 J F E エンジニア リング株式会社 名古屋支店 支店長 霜 和宏

(位置図)

名 称：西部清掃工場

所在地：浜松市中央区篠原町26098番地の1



(イメージ図)



(第 17 号議案の説明資料)

道路企画課

工事請負契約締結について（令和 6 年度（債務）高規格幹線道路 IC アクセス
道路整備国庫補助事業（国）152 号（池島-大原）道路改良工事（第 5 工区 3
号軽量盛土））

(提案理由)

三遠南信自動車道関連事業として実施している国道 152 号（池島-大原）道路改良事業のうち、第 5 工区に位置する道路改良工事について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

工事箇所 浜松市天竜区水窪町奥領家 地内

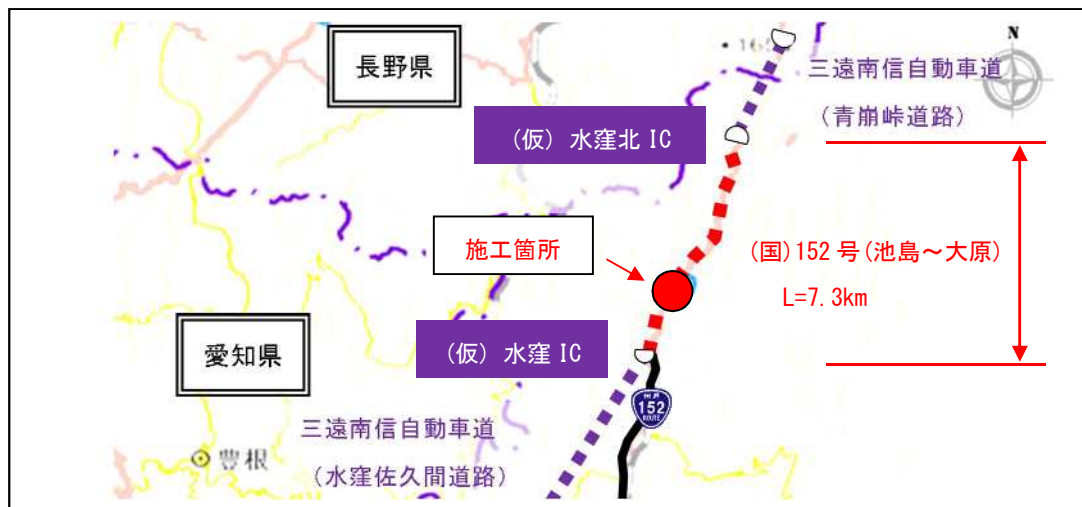
工事内容 施工延長 $L = 87.0 \text{ m}$
軽量盛土工（ウレタン） $V = 2,552 \text{ m}^3$

(工事期間)

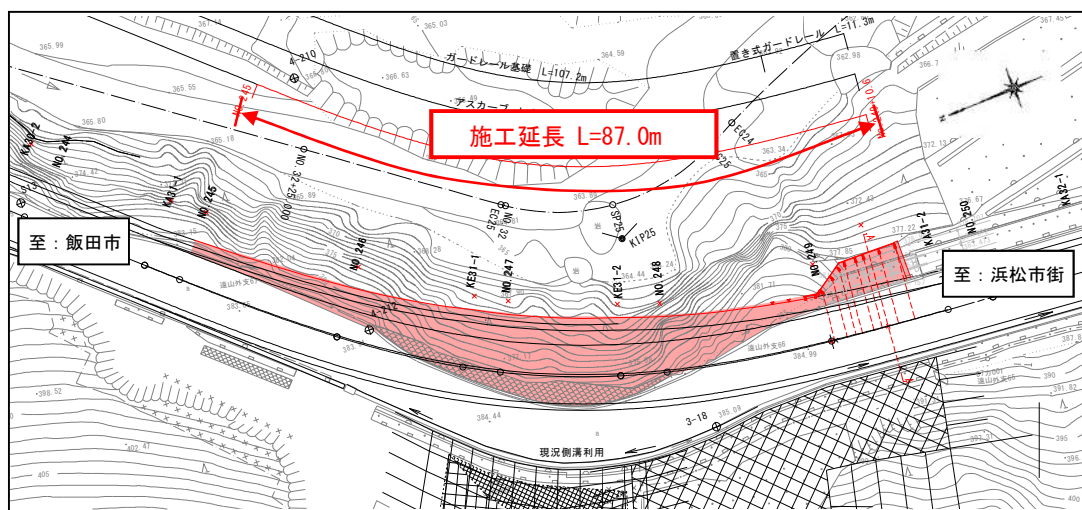
令和 7 年 3 月 27 日から令和 9 年 3 月 8 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
令和 6 年度（債務）高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業（国）152 号（池島-大原）道路改良工事（第 5 工区 3 号軽量盛土）	・ 施工延長 $L=87.0 \text{ m}$ ・ 軽量盛土工（ウレタン） $V=2,552 \text{ m}^3$	377,300,000 円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	浜松市中央区 神田町 1522 番地 株式会社鈴木組 代表取締役 杉浦 要一

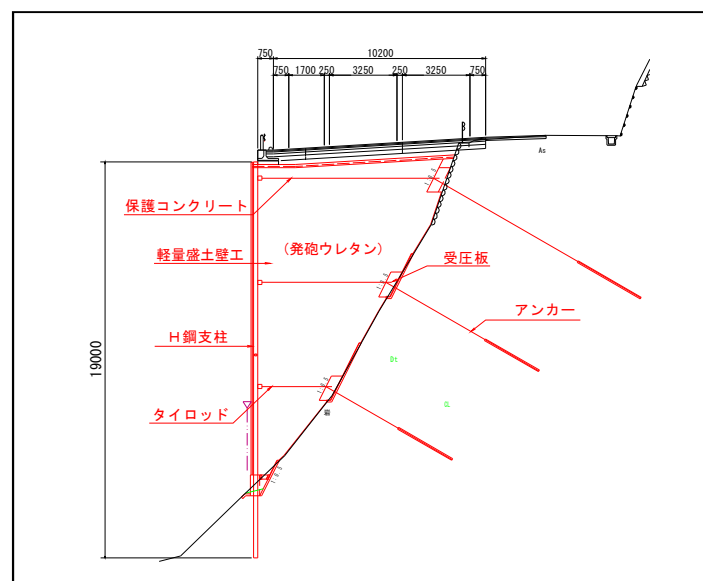
(位置図)



(計画平面図)



(標準断面図)



工事請負契約締結について（令和 6 年度（債務）国県道整備国交付金事業（社資交）（国）152 号（浜北天竜 BP）道路改良工事）

(提案理由)

地域産業の活性化及び雇用創出を目的とした阿蔵山工業用地と交通結節点である浜松浜北 I C へのアクセス改善を図るため、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

工事箇所 浜松市天竜区二俣町阿蔵 地内

工事内容	施工延長	$L = 330.0\text{ m}$
	掘削（土砂）	$V = 81,600\text{ m}^3$
	掘削（軟岩）	$V = 58,400\text{ m}^3$
	現場吹付法砕工（枠内：モルタル）	$A = 4,028\text{ m}^2$
	現場吹付法砕工（枠内：植生基材）	$A = 1,383\text{ m}^2$

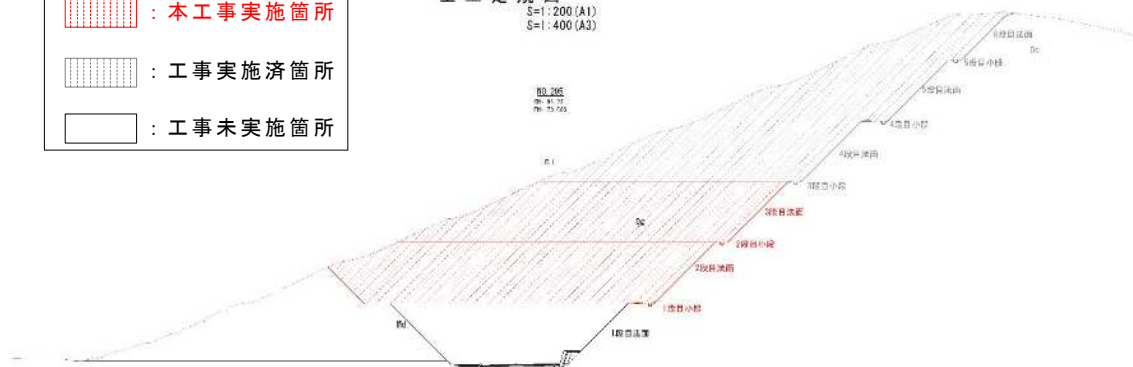
(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 9 年 3 月 10 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
令和6年度（債務）国県道整備国交付金事業（社資交）（国）152号（浜北天竜BP）道路改良工事	・施工延長 $L=330.0\text{ m}$ ・掘削（土砂） $V=81,600\text{ m}^3$ ・掘削（軟岩） $V=58,480\text{ m}^3$ ・現場吹付法砕工（枠内：モルタル） $A=4,028\text{ m}^2$ ・現場吹付法砕工（枠内：植生基材） $A=1,383\text{ m}^2$	1,127,500,000円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	須山・天龍土建特定建設工事共同企業体 〈代表者〉 浜松市中央区 布橋二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 〈その他の構成員〉 浜松市天竜区二俣町 二俣1382番地の2 天龍土建工業株式会社 代表取締役 長谷川 智彦

 : 本工事実施箇所
 : 工事実施済箇所
 : 工事未実施箇所

規 圖
S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)



(第 19 号議案の説明資料)

産業振興課

工事請負契約締結について（浜松市小型自動車競走場競走路改修工事）

(提案理由)

競走路面の劣化による排水機能の低下及びひび割れを改善し、オートレースを安全に運営するため、浜松市小型自動車競走場の競走路改修工事について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市中央区和合町 9 3 6 番地の 1 9
- ・ 工事内容 既存競走路等舗装切削、舗装、ライン引き、緩衝材設置等
上記に伴う工事 一式

(工事期間)

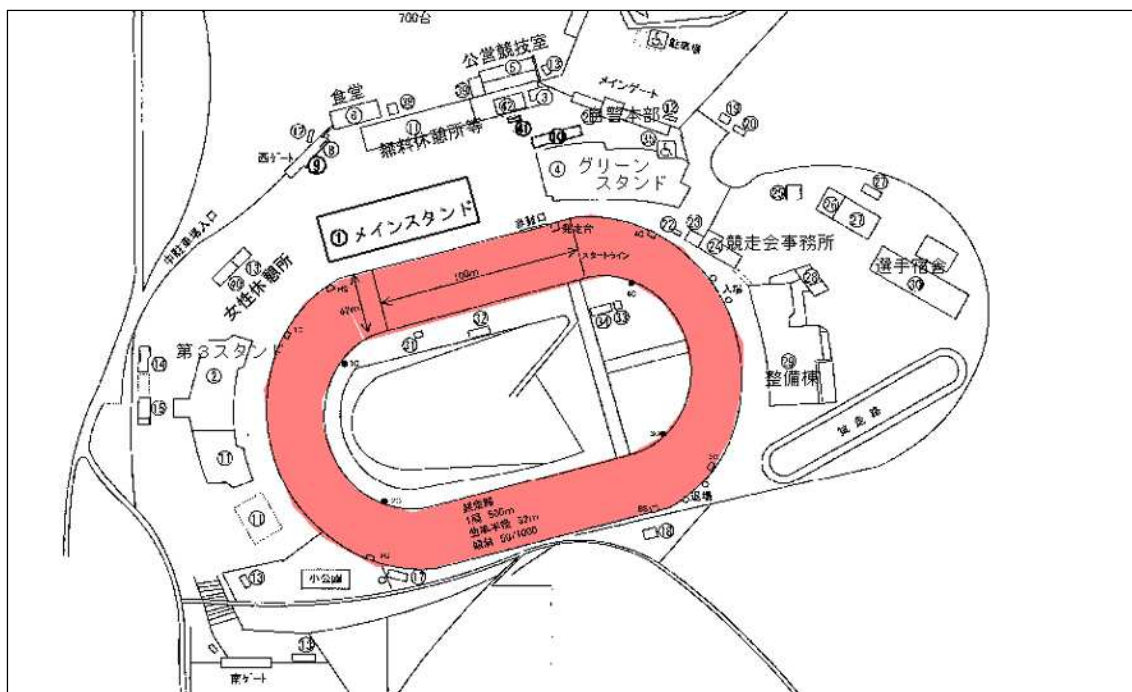
本契約成立の日の翌日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市小型自動車競走場競走路改修工事	改修工事 ・ 舗装工事 ・ 防護柵工事	339,570,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評価方式)	浜松市中央区 北島町829番地 大成ロテック株式会社 浜松営業所 営業所長 成重 和宏

(位置図)



(拡大図)



(第 20 号議案の説明資料)

道路企画課

工事委託契約の一部変更について（天竜浜名湖線金指・岡地駅間 4 2 k 5 0 0 m 付近西金指踏切新設工事）

(提案理由)

天竜浜名湖線金指・岡地駅間 4 2 k 5 0 0 m 付近西金指踏切新設工事については、令和 4 年 2 月の市議会定例会において議決（第 5 6 号議案）され、令和 7 年 3 月 3 1 日までの工期で工事を進めています。

騒音振動対策による周辺住民への説明及び工事施工日の調整等により、不測の日数を要したことから、工期の延長及び工事請負金額の変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 工事箇所 浜松市浜名区引佐町金指 地内
- ・ 工事内容 水路新設・撤去工事 一式
軌道工事 一式
踏切新設・撤去工事 一式

(変更内容)

	契約金額	工事期間
変更前	823,988,000円	令和4年3月24日から令和7年3月31日まで
変更後	931,514,000円	令和4年3月24日から令和7年9月30日まで
変更額	107,526,000円	

(変更理由)

本工事は、鉄道運行に対する安全性や鉄道施設に係る高度な専門性が必要なことから、鉄道事業者である天竜浜名湖鉄道（株）に委託するものです。協定締結後、低騒音対策の工法検討や施工方法の検討及び周辺住民への説明に時間を要し、現場着手が遅延したほか、夜間工事における鉄道軌道扛上やレール取替施工について、騒音対策の実施により、日当たり施工量が想定より下回り、施工日数が増加したことから、工事期間を延期するものです。

また、鉄道軌道扛上及びレール取替施工における日当たり施工量の減少に伴う安全対策費等の増加や、工期延期に伴う鉄道工事管理者等の安全費及び技術管理費が増加することから、工事委託金額の増額変更を行うものです。

工 種	期 間				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	1	4	2	4	3	4	4	4	1	4	2	4	3	4	4	4	1	4	2	4	3	4	4	4
1.水路新設・撤去工事																								
2.軌道工事																								
3.踏切新設・撤去工事																								

(位置図)



(拡大図)



天竜区緑恵台の土砂崩落に係る損害賠償請求訴訟の提起について

(提案理由)

令和 4 年台風 1 5 号によって発生した天竜区緑恵台の土砂崩落に伴い、本市は災害対策基本法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき応急措置を行いました。当該土砂崩落は土地所有者及び事業者による違法な盛り土に起因するものであり、このことによって本市の設置管理する市道等が損壊したほか、応急措置を実施することとなったため、土地所有者及び事業者に対し、応急措置に要した費用相当額の損害賠償請求を行いました。しかし、土地所有者及び一部の事業者は請求に応じなかったことから、損害賠償の請求に関し、訴訟を提起するものです。

(訴額)

3 8 3, 3 4 2, 8 1 1 円

(経緯)

令和 4 年 9 月 2 4 日未明

台風 1 5 号の影響により天竜区緑恵台において本件土地において土砂崩落が発生

令和 4 年 1 0 月 8 日

応急措置を開始

令和 6 年 1 月から同年 8 月

土砂搬入が疑われる事業者に対して聴取及び文書照会を行い、請求の対象を特定

令和 6 年 3 月 3 1 日

応急措置を完了

令和 6 年 9 月 2 4 日

土地所有者及び土砂搬入等をした事業者に対して、請求書を送付

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

督促状送付

(訴えの相手方)

- 1 住 所 浜松市天竜区緑恵台 5 5 6 番地の 1 4 1
氏 名 鈴木 マサ子
- 2 所 在 地 静岡県磐田市源平新田 5 番地
名 称 豊田開発株式会社
代表者氏名 代表取締役 大橋 芳隆

(その他)

上記訴訟提起後、被告を追加し、及び訴えを求める事項を変更することができることとし、並びに判決に不服があるときは、上訴することができることとするものです。

市有財産取得について（神原調整池用地）

(提案理由)

神原調整池の整備に伴い用地を取得するため、市有財産の取得に係る土地売買契約の締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年浜松市条例第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき提案するものです。

目的	所在地	財産の概要	取得予定価格	備 考
神原調整池用地	浜松市中央区	水道用地	179, 507, 440円	
	神原町697番5	14, 919. 20㎡		
	大久保町	1, 108. 25㎡		
	3771番16	合計 16, 027. 45㎡		

(位置図)



指定管理者の指定の概要

議案 番号	施設名称	新規 更新	募集 区分	利用 料金 制	指定の 期間	指定管理者	
							前回の状況 (公募単位別)
23	アクトシティ浜松	更新	非公募	○	5	公益財団法人浜松市文化振興財団	公益財団法人浜松市文化振興財団
	浜松市楽器博物館	更新		○			
24	浜松市ギャラリーモール	更新	非公募	○	2	浜松まちなかマネジメント株式会社	浜松まちなかマネジメント株式会社
25	浜松市新川モール	更新	非公募	○	2	株式会社HACK	株式会社HACK
26	浜松市観光バス公共駐車場	更新	非公募	○	1	遠鉄アシスト株式会社	遠鉄アシスト株式会社
27	浜松まつり会館	更新	非公募	○	1	遠鉄アシスト株式会社	遠鉄アシスト株式会社
28	浜松市浜北温泉施設あらたまの湯	更新	非公募	○	1	浜名梱包輸送株式会社	浜名梱包輸送株式会社
29	遠州灘海浜公園（江之島地区）	更新	非公募	○	1	一般財団法人浜松公園緑地協会	一般財団法人浜松公園緑地協会
30	安間川公園	更新	非公募	○	1	東海ビル管理株式会社	東海ビル管理株式会社
	ゆたか緑地	更新		○			
	ゆたか第2緑地	更新		×			

指定管理者の指定について（アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館）

(提案理由)

アクトシティ浜松及び浜松市楽器博物館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区板屋町 1 1 1 番地の 1	アクトシティ浜松
浜松市中央区中央三丁目 9 番 1 号	浜松市楽器博物館

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区板屋町 1 1 1 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 花井 和徳

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市文化振興財団

- ・設 立：平成 5 年 7 月 21 日
- ・資 本 金：21 億 3,977 万円
- ・設立目的：芸術及び文化（以下、「芸術文化」という。）の提供、交流、創造及び発信を行うこと並びに市民・地域の芸術文化活動の支援をととして市民文化向上及び地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①芸術文化事業の企画、運営及び提供に関すること。
②芸術文化活動の支援及び交流の促進に関すること。
③芸術文化の振興を担う人材の育成に関すること。
④芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
⑤地域社会の活性化に資する事業の実施に関すること。
⑥浜松市の行う芸術文化事業の受託及び協力に関すること。

⑦芸術文化活動拠点の整備及び運営に関すること。

⑧芸術文化資源の調査、保存、活用及び継承に関すること。 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	公益財団法人浜松市文化振興財団（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 委員：鈴木 三男 浜松市市民部次長 委員：松野 英男 浜松市スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長 委員：田中 啓 (第三者委員＝静岡文化芸術大学教授) 委員：下位 桂子 (第三者委員＝元浜松市社会教育委員会委員長) 委員：鈴木 真佐雄 (第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長) 委員：田中 武藏 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和6年12月23日（月） 午後1時00分～午後3時15分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和6年12月23日（月）実施
(4) 選定理由	・アクトシティ浜松及び浜松市楽器博物館の管理運営に安定した実績を持っている。 ・これまでの豊富な経験、専門知識やノウハウを活かした休館中の対応、再開後も見据えた事業提案が評価できる。 以上の点を評価し、公益財団法人浜松市文化振興財団を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	公益財団法人浜松市文化振興財団		
提案概要	①アクトシティ浜松及び浜松市楽器博物館の管理運営の基本方針に基づく施設運営、施設管理。 ②改修工事に伴う休館期間中における市民の創造的活動支援、継続性のある施設周辺のにぎわい創出、工事完了後を見据えた利用者回帰。 ③休館期間を利用した収蔵資料の整理・デジタルアーカイブ化、教育普及事業の拡大。		
提案金額	(令和7年度)	アクトシティ浜松	888,934,000円
		楽器博物館	58,992,000円
	(令和8年度)	アクトシティ浜松	860,768,000円
		楽器博物館	56,467,000円
	(令和9年度)	アクトシティ浜松	1,040,278,000円
		楽器博物館	46,603,000円
	(令和10年度)	アクトシティ浜松	1,144,578,000円
		楽器博物館	46,603,000円
	(令和11年度)	アクトシティ浜松	1,042,694,000円
		楽器博物館	46,603,000円
	合 計		<u>5,232,520,000円</u>
評価内容	アクトシティ浜松及び浜松市楽器博物館の管理運営に安定した実績を持つとともに、これまでの豊富な経験、専門知識やノウハウを活かした休館中の対応、再開後も見据えた事業提案がなされている。		

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団 法人浜松 市文化振 興財団
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4．4点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.0
小 計	8	6.3
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点26．4点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方	8	6.5
(2) 施設の運営体制・職員の配置	9	6.8
(3) 適正な管理・モニタリング	6	4.1
(4) 安全管理・緊急時への対応	7	4.9
(5) 市民サービスの向上	11	7.9
(6) 環境・地域等への配慮	5	3.3
(7) 平等利用	2	1.3
小 計	48	34.8
3 指定管理者に関する項目（合格点9．9点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	5	4.0
(2) 施設の運営実績	5	4.3
(3) 団体の地域貢献	8	6.3
小 計	18	14.6
4 指定管理者の活動に関する項目		
各種認定等の有無	1	1.0
小 計	1	1.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5．5点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.0
小 計	10	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$	15	0.0
小 計	15	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.6
合 計	100	65.3

指定管理者の指定について（浜松市ギャラリーモール）

(提案理由)

浜松市ギャラリーモールの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区旭町及び砂山町地内

名 称：浜松市ギャラリーモール

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区千歳町 9 1 番地の 1

名 称：浜松まちなかマネジメント株式会社 代表取締役 飯尾 圭介

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

浜松まちなかマネジメント株式会社

・設 立：平成 22 年 10 月 1 日

・資 本 金：610 万円

・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。

・事業内容：①浜松市の中心市街地におけるまちづくり、都市計画等

②公共空間の指定管理業務

③駐車場・駐輪場の運営管理

④広告及び宣伝事業

⑤空き店舗の運営事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	浜松まちなかマネジメント株式会社（候補者）
(3) 選定会議	産業部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：北嶋 秀明 浜松市産業部長 副委員長：川路 勝也 浜松市産業部スタートアップ推進担当部長 委員：下位 基弘 浜松市産業部次長 委員：飯塚 隆 (第三者委員＝静岡県中小企業団体中央会西部事務所長) 委員：内藤 武史 (第三者委員＝ソミック石川労働組合) 委員：柴山 幸司 (第三者委員＝東海税理士会浜松東支部) (2) 審査日時 令和7年1月10日（金） 午後1時～午後2時30分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年1月10日（金）実施
(4) 選定理由	・施設の性格や設置目的を理解した運営方針及び事業提案であり、提案内容が市の施策に沿った内容であった。 ・自社のネットワークを活用したイベントの誘致や新たな主催者の発掘について具体的な提案がされており、中心市街地のにぎわいの創出及び施設の利用促進が期待できる。 ・以上の点を評価し、浜松まちなかマネジメント株式会社を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	浜松まちなかマネジメント株式会社
提案概要	①ネットワークを活用したイベントの誘致とプレイヤーの発掘 ②近隣施設との連携による施設利用促進 ③中心市街地情報発信地となる居心地の良い空間づくり ④収支計画及び指定管理料
提案金額	(令和7年度) 30,132,000円 (令和8年度) 30,132,000円 合計 <u>60,264,000円</u>
評価内容	・施設の性格や設置目的を理解した運営方針及び事業提案であり、提案内容が市の施策に沿った内容であった。 ・自社のネットワークを活用したイベントの誘致や新たな主催者の発掘について具体的な提案がされており、中心市街地のにぎわいの創出及び施設の利用促進が期待できる。 ・指定管理施設の管理運営実績に基づく施設の維持管理や運営体制について、施設利用者及び通行者が安心安全に利用できるような提案がなされている。 ・収支計画及び指定管理料の提案について概ね妥当であると評価された。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			浜松まちなかマネジメント株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.6 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		6	5.1
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		6	5.1
小 計		12	10.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 26.4 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）		8	6.4
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）		7	5.6
(3) 適正な管理・モニタリング（明瞭性・規律性）		7	5.3
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		8	6.4
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）		7	5.4
(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）		6	4.5
(7) 平等利用（平等性）		5	3.8
小 計		48	37.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.8 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		3	2.4
(2) 施設の運営実績		3	2.7
(3) 団体の地域貢献		10	8.3
小 計		16	13.4
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.0
小 計		4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.5
小 計		10	7.5
6 指定管理料に関する項目（2）			
配点×{1-提案額/上限額}=評価点（※配点を上限）		10	0.0
小 計		10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		2.5%	1.7
合 計		100	73.2

指定管理者の指定について（浜松市新川モール）

(提案理由)

浜松市新川モールの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区田町、板屋町、鍛冶町及び旭町地内

名 称：浜松市新川モール

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区佐鳴台六丁目 8 番 30 号

名 称：株式会社HACK 代表取締役 高林 健太

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社HACK

- ・設 立：令和 3 年 7 月 16 日
- ・資 本 金：150 万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、保有及び運用
②官公庁受託事業
③飲食店及び喫茶店の経営
④酒類の販売
⑤各種商品の企画、製造、販売及び輸出入
⑥家具類の設計、製造、施工、販売
⑦経営コンサルティング業務
⑧各種イベントの企画及び運営の請負
⑨エリアマネジメントに関する調査、計画 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	株式会社HACK（候補者）
(3) 選定会議	産業部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：北嶋 秀明 浜松市産業部長 副委員長：川路 勝也 浜松市産業部スタートアップ推進担当部長 委員：下位 基弘 浜松市産業部次長 委員：飯塚 隆 (第三者委員＝静岡県中小企業団体中央会西部事務所長) 委員：内藤 武史 (第三者委員＝ソミック石川労働組合) 委員：柴山 幸司 (第三者委員＝東海税理士会浜松東支部) (2) 審査日時 令和7年1月10日（金） 午後1時～午後2時30分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年1月10日（金）実施
(4) 選定理由	・施設の性格や設置目的を理解した運営方針及び事業提案であり、提案内容が市の施策に沿った内容であった。 ・現指定管理期間の実績に基づいた幅広い自主事業の提案があり、施設の魅力向上及び施設を起点とした中心市街地のにぎわいの創出に寄与するものと期待できる。 ・以上の点を評価し、株式会社HACKを候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	株式会社H A C K
提案概要	①利用者及び通行者が安心安全に利用または通行できる空間の管理 ②幅広い自主事業を実施し、スモールビジネスの支援 ③広報誌の発行及び地域コミュニティ活動への参加による周辺住民や自治会、事業者等への情報発信及び関係性構築 ④収支計画及び指定管理料
提案金額	(令和7年度) 22,561,000円 (令和8年度) 22,561,000円 合計 <u>45,122,000円</u>
評価内容	・施設の性格や設置目的を理解した運営方針及び事業提案であり、提案内容が市の施策に沿った内容であった。 ・現指定管理期間の実績に基づいた幅広い自主事業の提案があり、施設の魅力向上及び施設を起点とした中心市街地のにぎわいの創出に寄与するものと期待できる。 ・周辺住民や自治会、事業者等との連携や、意見を聞き対話をする関係性を構築する取り組みが提案されており、地域に親しまれる施設運営が期待できる。 ・現指定管理期間の利用者の満足度が高いことから利用者サービス向上のための創意工夫がみられ、施設の利用促進が期待できる。 ・収支計画及び指定管理料の提案について概ね妥当であると評価された。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			株式会社 HACK
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.6 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		6	5.6
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		6	5.3
小 計		12	10.9
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 26.4 点以上）			
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）		7	5.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）		6	4.5
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）		6	4.7
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		6	4.5
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）		7	6.0
(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）		5	4.4
(7) 平等利用（平等性）		5	4.0
(8) 周辺環境に対する配慮		6	5.0
小 計		48	38.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.8 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		3	2.1
(2) 施設の運営実績		3	2.3
(3) 団体の地域貢献		10	8.5
小 計		16	12.9
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.0
小 計		4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.3
小 計		10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）			
配点×{1-提案額/上限額}=評価点（※配点を上限）		10	0.0
小 計		10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		2.5%	1.8
合 計		100	74.8

指定管理者の指定について（浜松市観光バス公共駐車場）

(提案理由)

浜松市観光バス公共駐車場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区中央三丁目 7 番 1－107 号

名 称：浜松市観光バス公共駐車場

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 541 番地の 20

名 称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 米田 典弘

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

・設 立：平成 11 年 7 月 21 日

・資 本 金：4,000 万円

・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。

・事業内容：①建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負

②マンションの管理請負業務

③ホテル客室整備の請負

④建物等の環境衛生管理の請負

⑤建物、清掃関連用品、絵画の販売及び賃貸業

⑥駐車場業並びに駐車場管理請負

⑦食品衛生に関する検査事業

⑧事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	中央区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：岡安 章宏 浜松市中央区長 副委員長：豊田 周一 浜松市中央区副区長 委員：宮崎 幹啓 浜松市中央区まちづくり推進課長 委員：渡辺 貴史 浜松市中央区西行政センター所長 委員：佐藤 一郎 浜松市中央区南行政センター所長 委員：山本 武 (第三者委員＝企業経営者) 委員：小山 正博 (第三者委員＝城北地区自治会連合会 会長) 委員：平野 健次 (第三者委員＝一般財団法人静岡県建築 住宅まちづくりセンター) 委員：武藤 文美 (第三者委員＝静岡県ノルディック・ ウォーク連盟) 委員：山本 勝弘 (第三者委員＝税理士) (2)審査日 令和6年12月27日(金) (3)申請団体による提案説明 書面実施
(4) 選定理由	・平成24年からの管理運営であり、施設の特徴、現状を十分理解しており、管理ノウハウが充実している。 ・経営状況が安定しており、問題なく事業遂行が可能である。 以上により、遠鉄アシスト株式会社を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	遠鉄アシスト株式会社
提案概要	①浜松の魅力を感じられる停留所を目指し、浜松観光のアシスタントとして浜松市の活性化をサポートする。 ②事故再発防止対策や施設設備の改善、災害時の安全対策を徹底し、安心・安全を確保する。 ③紙媒体やWeb媒体を始めとした様々なネットワークを有効活用し、本施設や浜松市の魅力を効果的に発信する。 ④施設管理の経験・実績を基に、施設の利用促進に努める。 ⑤運転手や地域住民にサービスを提供する施設として、利便性の向上を図る。
提案金額	(令和7年度) 3,122,000円 合計 <u>3,122,000円</u>
評価内容	・提案者が属する企業グループとしての強みを指定管理施設の運営に活かそうという提案であり評価できる。 ・自らが管理運営している他の指定管理施設と連携していく点が評価できる。 ・グループ企業として、ノウハウを駆使した施設運営が期待できる。特に、これまでの運営実績に基づく施設の安全管理が見込める。 ・特別支援学校の学生に就労体験場として提供するなど、積極的な障がい者雇用は評価できる。 ・物品の購入や調達について、地域活性化のためグループ内の他部署や他施設との一括発注を行うなど経費削減に努めたり、可能な限り市内業者を活用していたりすることは評価できる。 ・平成24年からの管理運営であり、施設の特徴、現状を十分理解していること、管理ノウハウが充実していること、財務面の状況について特段問題も見受けられないことから、指定管理者として妥当である。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.4点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.0
小 計		8	6.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点23.7点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）		6	3.9
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）		9	6.4
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）		8	5.7
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		9	6.7
(5) 市民サービスの向上（独創性）		3	1.9
(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）		4	2.7
(7) 平等利用（平等性）		4	2.7
小 計		43	30.0
3 指定管理者に関する項目（合格点9.9点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）		5	3.5
(2) 施設の運営実績（団体の能力）		8	6.3
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）		5	3.4
小 計		18	13.2
4 活動拠点に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.6
小 計		4	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点7.7点以上）			
収支計画の妥当性		14	8.5
小 計		14	8.5
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		13	0.0
小 計		13	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.1
合 計		100	62.6

指定管理者の指定について（浜松まつり会館）

(提案理由)

浜松まつり会館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区中田島町 1 3 1 3 番地

名 称：浜松まつり会館

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0

名 称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 米田 典弘

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

・設 立：平成 11 年 7 月 21 日

・資 本 金：4, 000 万円

・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。

・事業内容：①建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負

②マンションの管理請負業務

③ホテル客室整備の請負

④建物等の環境衛生管理の請負

⑤建物、清掃関連用品、絵画の販売及び賃貸業

⑥駐車場業並びに駐車場管理請負

⑦食品衛生に関する検査事業

⑧事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	中央区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：岡安 章宏 浜松市中央区長 副委員長：豊田 周一 浜松市中央区副区長 委員：宮崎 幹啓 浜松市中央区まちづくり推進課長 委員：渡辺 貴史 浜松市中央区西行政センター所長 委員：佐藤 一郎 浜松市中央区南行政センター所長 委員：山本 武 (第三者委員＝企業経営者) 委員：小山 正博 (第三者委員＝城北地区自治会連合会 会長) 委員：平野 健次 (第三者委員＝一般財団法人静岡県建築 住宅まちづくりセンター) 委員：武藤 文美 (第三者委員＝静岡県ノルディック・ ウォーク連盟) 委員：山本 勝弘 (第三者委員＝税理士) (2)審査日 令和6年12月27日（金） (3)申請団体による提案説明 書面実施
(4) 選定理由	・現指定管理者であり、これまでの実績を活かした合理的な施設管理や緊急時に対する対応、クレーム対応など評価できる提案である。 ・巨大地震発生を想定した管理運営として来館者の安全確保策について具体的な提案がなされている。 以上により、遠鉄アシスト株式会社を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	遠鉄アシスト株式会社
提案概要	①浜松まつりの参加町や有識者との連携の強化や、市内の教育機関を積極的に誘致することで、浜松まつりの発信拠点を構築し、地域文化である浜松まつりの伝統継承を目指す。 ②浜松まつりを疑似体験できる施設を目指すことで、観光拠点としてのブランド化を図り、観光資源である浜松まつりの革新的な発信を目指す。 ③浜松市中央区の観光・防災拠点としての役割を理解するとともに、市民向けのイベントの開催や市内のイベントへの積極的な参加により、地域に根差す施設を目指す。
提案金額	(令和7年度) 20,343,000円
評価内容	・18年間の施設の管理・運営実績を基に適正な管理運営をしていることは評価できる。 ・自主事業として、体験型イベントなどを提案しており、地域に開かれた施設としての管理運営が期待できる。 ・巨大地震発生を想定した管理運営として来館者の安全確保策について具体的な提案がなされている。 ・海外からの来館者に向け、英語版ホームページの新設や外国語ができるスタッフの配置の提案があり、評価できる。 ・近隣施設とのコラボや協力関係を構築することで誘客を推進し、努力していることは評価できる。 ・現指定管理者であり、これまでの実績を活かした合理的な施設管理や緊急時に対する対応、クレーム対応など評価できる。 ・市民サービスの向上として、様々なニーズを把握するためアンケート調査だけでなく、来館者への声掛けをするなど工夫がみられる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		5	4.0
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		5	3.8
小 計		10	7.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 25.3 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）		6	4.0
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）		6	4.4
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）		6	4.3
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		6	4.7
(5) 市民サービスの向上（独創性）		12	8.9
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）		6	4.3
(7) 平等利用（平等性）		4	2.8
小 計		46	33.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.0 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）		6	4.6
(2) 施設の運営実績（団体の能力）		7	5.6
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）		7	5.4
小 計		20	15.6
4 活動拠点に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		4	4.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.6
小 計		5	4.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 4.8 点以上）			
収支計画の妥当性		9	5.8
小 計		9	5.8
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		10	0.0
小 計		10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	68.8

指定管理者の指定について（浜松市浜北温泉施設あらたまの湯）

(提案理由)

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市浜名区四大地 9 番地の 9 2 1

名 称：浜松市浜北温泉施設あらたまの湯

2 指定管理者

所在地：浜松市浜名区新堀 7 0 番地の 6

名 称：浜名梱包輸送株式会社 代表取締役 鈴木 猛

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

浜名梱包輸送株式会社

・設 立：昭和 37 年 4 月 12 日

・資 本 金：9, 800 万円

・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。

・事業内容：①一般貨物自動車運送事業

②自動車分解設備事業

③貨物運送取扱事業法に基づく第一種、第二種利用運送事業並びに運
送取次事業

④貨物軽自動車運送事業

⑤倉庫業並びに倉庫管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	浜名梱包輸送株式会社（候補者）
(3) 選定会議	浜名区指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：野田 志保 浜松市浜名区長 副委員長：金原 由直 浜松市浜名区副区長 委員：堤 信弘 浜松市浜名区副区長 委員：山本 佳弘 浜松市浜名区まちづくり推進課長 委員：古川 員巳 (第三者委員＝元小学校長) 委員：村木 恵子 (第三者委員＝施設利用者) 委員：五日市 一弥 (第三者委員＝税理士) (2)審査日時 令和6年11月19日（火） 午後1時50分～午後3時10分 (3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和6年11月19日（火）実施
(4) 選定理由	・本施設の設置目的を理解し、地域との連携に積極的に取り組む姿勢が評価され、地域貢献や市民サービスの向上が期待できる。 ・これまでの豊富な運営実績を活かした具体的な事業計画が立てられており、施設利用者が安全・安心して利用できる提案がされている。 これらの点を評価し、選定基準に規定する条件を満たしたため、浜名梱包輸送株式会社を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

浜名梱包輸送株式会社	
提案概要	①市民の福祉の向上及び健康の増進並びに地域観光の振興を図る。 ②ゆっくりとくつろげる「やすらぎの空間」を創設する。 ③緑と自然の調和を生かし森林浴、野外活動ができる環境をPRする。 ④天然温泉「ナトリウム炭酸水素塩泉」のブランドを生かし、本物志向を大切にする。 ⑤利用者に快適かつ安全に利用してもらうため、法令等を遵守し、日常の清掃及び定期清掃・消毒等適切に実施する。 ⑥集客・ブランディングの為にSNSの活用 ⑦令和7年度 目標来館者数 269,000人
提案金額	利用料金収入に自主事業収入を加えた額（消費税を含む。）に100分の9の割合を乗じて得た額
評価内容	・本施設の設置目的を理解し、地域との連携に積極的に取り組む姿勢が評価され、地域貢献や市民サービスの向上が期待できる。 ・これまでの豊富な運営実績を活かした具体的な事業計画が立てられており、施設利用者が安全・安心して利用できる提案がされている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			浜名梱包輸送株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		4	3.0
小 計		8	6.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.5 点以上）			
(1) 事業の具体的取り組み方		6	4.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置		6	4.2
(3) 適正な管理・モニタリング		6	4.3
(4) 安全管理・緊急時への対応		8	5.6
(5) 市民サービスの向上		10	7.2
(6) 環境・地域等への配慮		7	5.1
(7) 平等利用		7	4.8
小 計		50	35.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.35 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		5	4.2
(2) 施設の運営実績		5	4.4
(3) 団体の地域貢献		7	5.1
小 計		17	13.7
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
小 計		3	3.0
5 指定管理料に関する項目(1)（合格点 6.05 点以上）			
(1) 収支計画の妥当性		11	8.2
小 計		11	8.2
6 指定管理料に関する項目(2)			
$11 \text{ 点} \times \frac{9\% - 9\%}{\text{市が想定する納付金の上限率} - 9\%}$		11	0.0
小 計		11	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.6
合 計		100	68.5

指定管理者の指定について（遠州灘海浜公園（江之島地区））

(提案理由)

遠州灘海浜公園（江之島地区）の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区江之島町 1 1 9 7 番地

名 称：遠州灘海浜公園（江之島地区）

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区上島三丁目 2 7 番 1 2 号

名 称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

・設 立：昭和 48 年 3 月 3 1 日

・資 本 金：1 億円

・設立目的：公園緑地事業及び緑化に関する事業を通じて、市民等の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

・事業内容：①公園緑地等に関する受託事業

②緑化推進に関する事業

③公園緑地等の設置及び管理に関する事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長 副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長 委員：鈴木 三男 浜松市市民部次長 委員：松野 英男 浜松市市民部スポーツ振興課長 委員：枝村 賢美 浜松市市民部中央図書館長 委員：田中 啓 (第三者委員＝静岡文化芸術大学教授) 委員：下位 桂子 (第三者委員＝元浜松市社会教育委員会委員長) 委員：鈴木 真佐雄 (第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長) 委員：田中 武蔵 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和6年12月23日（月） 午後1時10分～午後1時50分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和6年12月23日（月）実施
(4) 選定理由	・施設管理・運営において、安全で安心な運営体制及び維持管理体制が整っている。 ・幅広い層の市民利用を対象とした自主事業等の取り組みにより、市民スポーツの振興に期待が持てる。 以上の点を評価し、一般財団法人浜松公園緑地協会を指定管理者候補として選定した。

3 提案概要と評価内容

	一般財団法人浜松公園緑地協会
提案概要	①市民の「スポーツへの参加意欲」を高め、ビーチコートとアーチェリー場の施設をより多くの方に知ってもらうため、市民スポーツの振興に努める。 ②スポーツツーリズムを推進し、合宿場所や練習場所として利用促進を図るとともに、ビーチスポーツやアーチェリーの需要に応える場を提供する。 ③未就学児・小中学生や高校生の部活動などの利用促進のほか、地域利用者の交流の場づくりや施設環境づくり等、スポーツの実施・振興に取り組む。 ④より多くの市民に対して「スポーツをする機会の充実」を図るため、ビーチコートを活用した幼稚園等の砂浜体験や、近隣施設を利用する高齢者の介護予防トレーニング、ノルディック・ウォーク、砂地でのレクリエーションなど、誰もがスポーツに親しめる幅広いプログラムを提供する。
提案金額	(令和7年度) 7,849,000円
評価内容	・幅広い層を対象とした自主事業の提案や休場日の施設開放により、施設利用率の向上に期待がもてる。 ・現指定管理者として、これまでの経験や実績を活かした提案がされており、安全・安心な施設運営ができると評価。 ・適正な人員配置で運営計画がされており、今まで培ってきた公園管理の運営実績やノウハウから、効率的かつ効果的な運営ができると評価。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			一般財団法人浜松公園緑地協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		3	2.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		3	2.2
小 計		6	4.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 点以上）			
(1) 事業の具体的取り組み方		9	6.3
(2) 施設の管理体制・職員の配置		5	3.3
(3) 適正な管理・モニタリング		5	3.3
(4) 安全管理・緊急時への対応		6	4.3
(5) 市民サービスの向上		10	7.0
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興		5	3.3
(7) 環境・地域等への配慮		5	3.4
(8) 平等利用		2	1.3
(9) 自主事業		5	3.7
小 計		52	35.9
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力		6	4.4
(2) 施設の運営実績		6	4.6
(3) 団体の地域貢献		6	4.7
小 計		18	13.7
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3	3.0
(2) 各種認定等の有無		1	0.6
小 計		4	3.6
5 指定管理料に関する項目(1)（合格点 5.5 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.2
小 計		10	7.2
6 指定管理料に関する項目(2)			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		10	0
小 計		10	0
現指定期間の実績に基づく加減点			—
合 計		100	64.8

指定管理者の指定について（安間川公園ほか 2 施設）

(提案理由)

安間川公園ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中央区安新町 1 8 1 番地の 2	安間川公園
浜松市中央区豊町 6 4 8 0 番地の 1	ゆたか緑地
浜松市中央区豊町 6 4 8 0 番地の 1 地先	ゆたか第 2 緑地

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1

名 称：東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

東海ビル管理株式会社

- ・設 立：昭和 53 年 9 月 1 日
- ・資本金：1, 000 万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務
- ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務
- ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベッドメイク、管理業務
- ④指定管理事業
- ⑤植栽管理業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	東海ビル管理株式会社（候補者）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長：中村 浩一 浜松市都市整備部花みどり担当部長 【欠席】 副委員長：刑部 晶彦 浜松市都市整備部次長 委員：廣野 浩之 浜松市緑政課長 委員：加藤 靖広 浜松市公園管理事務所副所長 委員：舩田 朝彦 浜松市緑政課長補佐 委員：鄭 玉姫 (第三者委員＝大学准教授) 委員：大村 美智代 (第三者委員＝一般社団法人代表理事) 委員：加藤 一正 (第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員) 委員：本田 正広 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和6年12月25日（水） 午後2時～午後3時30分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和6年12月25日（水）実施
(4) 選定理由	・現指定管理者としての実績・経験を生かし、各施設の一体管理が可能な運営体制、危機管理体制、施設維持管理体制が整備されており、指定管理業務の確実な実行が期待できる。 ・自主事業において利用者との連携を図り、スポーツの振興、公園の利用促進、市民サービスの向上等が期待できる。 ・経営状況が安定しており、問題なく事業遂行が可能である。 以上により、東海ビル管理株式会社を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	ビル保善・公園緑地協会グループ
提案概要	公園運営において、スポーツ施設からの市民ひとりひとりの拠りどころとなる公園を目指して、以下の4つの視点に重点を置いた事業展開が提案された。 ①「スポーツ 健康」 スポーツの振興及び健康の増進に資する施設を目指す。 ②「レジャー 生活文化」 気軽に、いつでも来ることのできるレジャー施設として、公園の価値向上を目指す。 ③「市民協働 地域活性」 市民協働の活用、地域ボランティアの受入れ等、地域における協働の拠点となる施設を目指す。 ④「防災 地域の安心安全」 地域の防災・減災に貢献できるよう「安心・安全」な施設を目指した運営を行う。
提案金額	(令和7年度) 25,621,000 円
評価内容	・単年度の指定管理業務期間であるが、リスク軽減への対応策やデジタル活用など安全かつ快適な状態を維持する提案がされており評価できる。 ・市民サービスの向上、自主事業において利用者との連携を図り、スポーツの振興・推進に努める提案がされている。 ・自主事業、公園施設の整備など公園の利用の促進が期待できる提案である。 ・「公の団体」としての意識が高いことを評価する。 ・每期営業利益率は良く、高い収益性を維持している。又、自己資本率も高く、財政体質は安定している。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			東海ビル管理株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		5.0	3.5
(2) 施設への効用が発揮されるものであること		5.0	3.3
小 計		10.0	6.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.0 点以上）			
(1) 事業の具体的取り組み方		8.0	5.3
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）		8.0	5.0
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）		8.0	5.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		8.0	6.1
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）		8.0	5.5
(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）		5.0	3.1
(7) 平等利用（平等性）		4.0	2.7
小 計		49.0	33.5
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.3 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）		2.0	1.4
(2) 施設の運営実績（団体の能力）		5.0	3.8
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）		8.0	5.5
小 計		15.0	10.7
4 活動拠点に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3.0	3.0
(2) 各種認定等の有無		1.0	1.0
小 計		4.0	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.6 点以上）			
(1) 収入計画の妥当性		6.0	3.8
(2) 支出計画の妥当性		6.0	3.8
小 計		12.0	7.6
6 指定管理料に関する項目（2）			
(1) $\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$		10.0	10.0
小 計		10.0	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.3
合 計		100.0	73.9

(第 31 号議案、第 32 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止又は変更）の規定に基づき、市道の認定・変更を行うため提案するものです。

(提案内容)

市道路線の認定・変更

(延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	1	45.18
変更	(1)	48.00
計	1	93.18

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和 6 年度全市域市道道路状況

(延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 6 年 9 月 30 日	23,762	7,579,945.52
認定・変更後	23,763	7,580,038.70

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和 6 年 9 月 30 日		認定・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中央区	14,023	3,895,962.08	14,024	3,896,055.26
浜名区	7,277	2,434,891.65	7,277	2,434,891.65
天竜区	2,478	1,249,091.79	2,478	1,249,091.79

(第 48 号議案の説明資料)

子育て支援課

浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）の施行に伴い、児童福祉施設への入所等の措置の実施等に係る児童の意見又は意向に関する事項の調査・審議等を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に、新たに「児童権利擁護部会」を設置するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 49 号議案の説明資料)

デジタル・スマートシティ推進課

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例中の「第 13 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市職員定数条例の一部改正について

(提案理由)

業務の見直し等に伴い、令和 7 年度における一般職の職員定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条の定数を 9, 2 4 1 人（旧県費負担教職員移譲分 4, 0 9 4 人を含む）に改めるものです。

部 局	令和 7 年度	令和 6 年度	増減	増減内訳	
				定年引上 以外	定年引上
議 会 事 務 局	2 2	2 2	—	—	—
市 長 事 務 部 局	3, 3 2 3	3, 3 1 5	+ 8	+ 7	+ 1
上 下 水 道 部	2 4 9	2 4 7	+ 2	+ 2	—
選 管 事 務 局	5	5	—	—	—
監 査 事 務 局	1 3	1 3	—	—	—
教 育 委 員 会	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員…① 1 7 9 学校の職員…② 4, 5 2 0 ①+② 4, 6 9 9 ----- (6 0 5)	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員…① 1 8 1 学校の職員…② 4, 5 2 1 ①+② 4, 7 0 2 ----- (6 2 2)			
			△ 3	△ 3	—
			(△ 1 7)	(△ 1 7)	—
消 防	8 9 7	8 9 7	—	—	—
農 委 事 務 局	2 3	2 3	—	—	—
人事委員会事務局	1 0	1 0	—	—	—
計	9, 2 4 1 (5, 1 4 7)	9, 2 3 4 (5, 1 5 4)	+ 7 (△ 7)	+ 6 (△ 8)	+ 1 (+ 1)

※一般職の職員…臨時又は非常勤の職員（臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。）を除く。

※括弧は旧県費負担教職員移譲分を除いた定数及び増減

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

<増減内訳>

1 新たな行政需要・臨時的業務への対応による増 + 40

- ① 指定都市市長会事務局への職員派遣【企画課】 + 1
- ② データ分析・活用業務の強化【企画課】 + 1
- ③ 政策調整業務の強化【企画課】 + 1
- ④ 自治体国際化協会の職員派遣【国際課】 + 1
- ⑤ デジタル利活用業務改革事業の強化【デジタル・スマートシティ推進課】 + 2
- ⑥ 地域活性化センターへの職員派遣【人事課】 + 1
- ⑦ 指定文化財等許可申請関連業務の強化【文化財課】 + 1
- ⑧ スポーツ発信交流事業の強化【スポーツ振興課】 + 2
- ⑨ 事業所指定・指導業務の強化【障害保健福祉課】 + 1
- ⑩ 精神保健福祉業務の強化【障害保健福祉課】 + 1
- ⑪ 妊産婦乳幼児健康診査事業の拡充【健康増進課】 + 1（措置済み）
- ⑫ 家庭支援業務の強化【子育て支援課】 + 1
- ⑬ 保育園職員配置基準見直しへの対応【幼保運営課】 + 2
- ⑭ 児童家庭支援業務の強化【中央児童家庭課】 + 1（措置済み）
- ⑮ Next Bharat への職員派遣【産業振興課】 + 1
- ⑯ 雇用促進事業の拡充【労働政策課】 + 2（+ 1 措置済み）
- ⑰ 産業用地整備事業の拡充【企業立地推進課】 + 2
- ⑱ 国営天竜川下流二期地区推進業務の強化【農地整備課】 + 1
- ⑲ 盛土規制法施行に伴う業務強化【盛土対策課】 + 2
- ⑳ 総合交通計画等改定調整業務の強化【交通政策課】 + 1
- ㉑ 公園施設安全確保業務の強化【公園管理事務所】 + 1
- ㉒ 浜松環状線鉄道立体交差業務の拡充【中央土木整備事務所】 + 1
- ㉓ 自転車等駐輪場再整備業務の拡充【中央土木整備事務所】 + 1
- ㉔ 事前防災業務の強化【天竜土木整備事務所】 + 2
- ㉕ 道路事前防災対策事業等の強化【道路保全課】 + 1
- ㉖ 流域治水対策業務の強化【河川課】 + 1
- ㉗ 業務改革・危機管理業務の強化【上下水道総務課】 + 1
- ㉘ 上下水道部総務・官房機能の強化【上下水道総務課】 + 1
- ㉙ 上下水道部経営基盤の強化【上下水道総務課】 + 1
- ㉚ 配給水管維持管理業務の強化【水道工事課】 + 1
- ㉛ 放課後児童会業務推進体制の強化【教育総務課】 + 1
- ㉜ 不登校児支援推進業務等の強化【教育支援課】 + 1
- ㉝ 中山間地域における園児受入対応【幼稚園】 + 1

2 事務事業の見直し・事務事業の終了による減 △33

- ① 総合計画・総合戦略策定業務の終了【企画課】 △2
- ② 地方自治研究機構への職員派遣終了【企画課】 △1
- ③ 衆議院法制局への職員派遣終了【政策法務課】 △1
- ④ 地方債協会への職員派遣終了【財政課】 △1
- ⑤ 総務省自治税務局への職員派遣終了【資産税課】 △1
- ⑥ 資料収集・整理・閲覧業務の見直し【中央図書館】 △1（措置済み）
- ⑦ 南部清掃工場廃炉事業の見直し【廃棄物処理施設課】 △2
- ⑧ 空き定数の調整【産業振興課】 △3
- ⑨ 日本貿易振興機構への職員派遣終了【産業振興課】 △1
- ⑩ 北部住宅管理事務所業務移管に伴う見直し【北部都市整備事務所】 △1
- ⑪ 天竜浜名湖鉄道への職員派遣終了【交通政策課】 △1
- ⑫ 区画整理業務の見直し【市街地整備課】 △1
- ⑬ 空き定数の調整【道路企画課】 △3
- ⑭ 自転車等駐車場再整備計画策定事業の終了【道路保全課】 △1
- ⑮ 上下水道基本計画策定業務の終了【上下水道総務課】 △1
- ⑯ 水道料金検討業務の終了【上下水道総務課】 △1
- ⑰ 教育総合計画策定業務の終了【教育総務課】 △1
- ⑱ 空き定数の調整【教育総務課】 △1
- ⑲ 空き定数の調整【教職員課】 △2
- ⑳ 幼稚園クラス数減に伴う定数減【幼稚園】 △7

3 アウトソーシングの活用による減 △9

- ① 学校用務業務の委託化【小中学校】 △1
- ② 学校給食業務の委託化【小中学校】 △8（△1 措置済み）

4 組織改正に伴う増減 +2

- ① 政策調整担当課長の設置【企画課】 +1
- ② 資金管理担当課長の設置【財政課】 +1
- ③ 中山間地域振興担当課長の廃止【市民協働・地域政策課】 △1
- ④ 中山間地域振興業務の移管【市民協働・地域政策課】 △4
- ⑤ 中山間地域振興課の新設に伴う移管【中山間地域振興課】 +5
- ⑥ 雇用・労政担当課長の廃止【産業振興課】 △1
- ⑦ 雇用・労政業務の移管【産業振興課】 △7
- ⑧ 労働政策課の新設に伴う移管【労働政策課】 +8

- ⑨ カーボンニュートラル推進課の新設に伴う移管【カーボンニュートラル推進課】 + 1 2
- ⑩ 土地利用・歴まち業務の一部移管【都市計画課】 + 2
- ⑪ 北部住宅管理事務所業務の移管【北部都市整備事務所】 + 3
- ⑫ 土地利用・歴まち業務の一部移管【土地政策課】 △ 2
- ⑬ 盛土対策担当課長の廃止【土地政策課】 △ 1
- ⑭ 盛土対策業務の移管【土地政策課】 △ 6
- ⑮ 盛土対策課の新設に伴う移管【盛土対策課】 + 7
- ⑯ 北部住宅管理事務所業務の移管【住宅課】 △ 3
- ⑰ カーボンニュートラル推進事業本部の廃止【カーボンニュートラル推進事業本部】 △ 1 2
- ⑱ 教育D X推進担当課長の設置【教育総務課】 + 1
- ⑲ 情報環境整備業務等の移管【教育総務課】 + 1 0
- ⑳ I C T教育推進担当課長の廃止【教育施設課】 △ 1
- ㉑ 情報環境整備業務等の移管【教育施設課】 △ 1 1
- ㉒ I C T教育関連業務の移管【教育センター】 + 1

5 学級編制の見直し等に伴う増 + 1 4

6 定年引上げに伴う増 + 1

7 区再編に伴う増減 △ 8

- ① コミュニティ担当職員の配置【区役所】 + 4
- ② 区再編に伴う減【福祉事業所・健康づくりセンター・区役所】 △ 1 2

浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号。以下「育児休業法」という。）の改正に伴い、育児のための時間外勤務の制限を拡大するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 育児のための時間外勤務の制限の拡大（第 1 条関係）

育児のための時間外勤務の制限の対象となる子を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものです。

2 所要の整備（第 2 条関係）

育児休業法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 52 号議案の説明資料)

人事課

浜松市語学指導等を行う外国青年である職員の報酬等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

J E T プログラムに係る国の制度運用の見直しに伴い、語学指導等を行う外国青年である職員に支給する報酬の上限額を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

外国青年である職員の報酬の上限額について「月額 3 3 万円以下」を「月額 3 6 万円以下」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

※ J E T プログラム

総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力の下に、主に海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小・中学校、高等学校で国際交流の業務と外国語教育に携わることにより地域レベルでの国際化を推進することを目的に実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業」

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 6 年 10 月 2 日）を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、給料表を改定し、扶養手当、管理職員特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）に対する手当を見直すほか、これに関係する所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料表の改定

行政職給料表の 3 級以上 7 級以下について、現行の初号近辺の号給をカットして初号の給料水準を引き上げるものです。また、8 級及び 9 級について、現行の号給を大きくくり化して給料月額の間差の大きい号給構成にするとともに、成績優秀者のみが昇給できるようにするものです。

医療職給料表について、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものです。

2 扶養手当の見直し

子と配偶者に係る扶養手当額について次のように改正するものです。

扶養親族		現行	令和 7 年度 (経過措置)	令和 8 年度 以降
子（1 人当たり）		11,000 円	11,500 円	13,000 円
配偶者	行政職給料表 7 級以下	6,500 円	3,000 円	支給しない
	行政職給料表 8 級	3,500 円	支給しない	

3 管理職員特別勤務手当の見直し

平日深夜に係る支給対象時間帯について、次のように改正するものです。

	現行	改正後
時間帯	午前零時から午前 5 時まで	午後 10 時から翌日午前 5 時まで

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の見直し

定年前再任用短時間勤務職員を住居手当及びへき地手当の支給対象とするものです。

5 所要の整備

改定後の給料表への切替えに関する必要な事項及び定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の支給に関する経過措置等を定めるほか、字句の整理など所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

災害応急作業手当について、支給要件の明確化を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

令和 6 年能登半島地震への災害派遣業務を踏まえ、災害応急作業手当の支給対象となる作業を明確にするため、以下のとおり規定するものです。

・支給対象

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域で行う災害応急対策又は災害復旧のための作業として規則で定めるものの。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

浜松市職員退職手当支給条例の一部改正について

(提案理由)

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正により、就業促進手当が見直されるとともに、災害により離職した者等に対する失業等給付に係る給付日数の特例期間が延長されることから、国に準じて失業者の退職手当に係る規定を改めるほか、必要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 失業者の退職手当の改正（第 1 条関係）

雇用保険法の改正により、就業促進手当が見直されるとともに、雇用機会が不足する地域における給付日数の特例措置が令和 9 年 3 月 31 日まで延長されることに伴い、国に準じて本市の失業者の退職手当に係る規定を改めるものです。

2 その他（第 2 条関係）

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。ただし、第 2 条（国立大学法人法の改正に伴う整備）については、公布の日から施行するものです。

浜松市財政調整基金に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方自治法第 233 条の 2 及び地方財政法第 7 条の規定に基づき、一般会計の歳入歳出決算上の剰余金について、浜松市財政調整基金に積み立てることができるよう、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 決算剰余金の積み立て (条例第 2 条第 1 号)

各年度において生じた一般会計の歳入歳出決算上の剰余金のうち、2 分の 1 を下らない範囲内において市長が定める額を、予算に定めることなく積み立てることができるよう規定を追加するものです。

2 その他

第 2 条第 1 号の規定を追加することに伴い、基金として積み立てる額を予算で定める額とする従前の規定を、同条第 2 号として整理するものです。

※ 地方自治法抄

第 233 条の 2 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

※ 地方財政法抄

第 7 条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市税条例の一部改正について

(提案理由)

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 3 2 号）の施行に伴い、軽自動車税種別割の減免申請に係る規定を改めるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 軽自動車税種別割

運転免許証とマイナンバーカードが一体化されることに伴い、軽自動車税種別割の減免手続きの提示物に「免許情報記録個人番号カード」の取扱いを追加するものです。

2 適用

令和 7 年度以降の年度分の軽自動車税種別割に適用するものです。

3 その他

引用条項の整理を行うものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、所要の整備に関する改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 58 号議案の説明資料)

生活衛生課
農地利用課
土地政策課
建築行政課

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

法令等の一部改正に伴い、手数料の規定を新設及び改定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 食品の輸出に係る衛生証明書の発行及び適合施設の認定業務の見直しに伴うもの
(生活衛生課)

同種の事務を行う国や近隣自治体の状況を踏まえ、以下の手数料を設定するものです。

事務	金額 (円)
農林水産物及び食品の輸出に係る衛生証明書の発行の申請	870
農林水産物及び食品の輸出に係る適合施設の認定の申請	
ア 現地調査を行う場合	20,900
イ 現地調査を行わない場合	10,400

- 2 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の一部改正に伴うもの（農地利用課）

- (1) 別表「経済」の項第 13 号「農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令に基づく所有権移転又は所有権保存の登記の嘱託 5,000」の記載を削り、以降の各号を 1 号ずつ繰り上げるものです。

- 3 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の一部改正に伴うもの（土地政策課）

- (1) 別表「土木・建築」の項第 74 号の宅地造成に関する工事の許可の申請手数料の規定について、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請手数料に改めるとともに字句の整理を行うほか、手数料の額を見直すものです。
- (2) 別表「土木・建築」の項第 75 号の変更許可申請の規定について、字句の整理を行うほか、同規定を第 76 号とするものです。
- (3) 別表「土木・建築」の項第 75 号に土石の堆積に関する工事の許可の申請手数料を定めるものです。

(4) 別表「土木・建築」の項第77号に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の申請手数料を定めるものです。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴うもの（建築行政課）

(1) 別表「土木・建築」の項第89号に低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付についての手数料を定めるものです。

(2) 別表「土木・建築」の項第90号から第95号に建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及びその完了検査の手数料を定めるものです。

(3) 別表「土木・建築」の項第101号に建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付についての手数料を定めるものです。

(4) 別表「土木・建築」の項第97号の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請の記載を削り、以降を1号ずつ繰り上げるものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

2 改正内容1の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

3 改正内容3による改正後の浜松市手数料条例の第2条、附則第4項、附則第5項、附則第8項及び附則第9項の規定は、規制区域の指定の公示の効力が生じる日から施行するものです。

浜松市収入証紙条例の廃止について

(提案理由)

行政手続きのオンライン化の推進、納入義務者の利便性の向上及び事務の効率化を目的に収入証紙の取り扱いを終了することに伴い、条例を廃止するものです。

※収入証紙で徴収する主な手数料

建築物確認申請等、開発行為等、宅道行為許可、屋外広告物許可等、電気工事業登録申請等、食品営業許可、介護サービス事業者指定・更新、消防関係許可、その他証明手数料等、85件の行政手続き

※廃止後の徴収方法

キャッシュレス決済、現金、納入通知書

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際、現に売りさばかれている収入証紙にあっては、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により使用できることとするものです。
- 3 この条例の施行の際、現に売りさばかれている収入証紙にあっては、令和12年9月30日までの間は、なお従前の例によりこれを返還して現金の還付を受けることができることとするものです。

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正について

(提案理由)

厚生労働告示第 85 号（令和 6 年 3 月 15 日）に基づき、令和 6 年 4 月から介護報酬の通所型サービス費の単価が引き上げられたことに伴い、高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 第 3 条に規定する手数料の額を、1 回につき 350 円から 400 円に改定するものです。
- 2 一定以上の所得を有する利用者の手数料の額を、1 回につき 700 円から 800 円または 1,050 円から 1,200 円に改定するものです。

	改正前	改正後
手数料の額	負担割合 1 割の場合： 1 回あたり <u>350 円</u>	負担割合 1 割の場合： 1 回あたり <u>400 円</u>
	負担割合 2 割の場合： 1 回あたり <u>700 円</u>	負担割合 2 割の場合： 1 回あたり <u>800 円</u>
	負担割合 3 割の場合： 1 回あたり <u>1,050 円</u>	負担割合 3 割の場合： 1 回あたり <u>1,200 円</u>

※下線部分が改正箇所

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料について適用し、同日前における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

浜松市児童福祉法施行条例の一部改正について

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の施行に伴い、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準」を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

基準の整備

- 1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準とするものです。

基準とする府令	基準の主な内容
一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 2 7 号）	・ 児童の権利擁護等 ・ 設備の基準 ・ 職員配置基準 ・ 一時保護施設の管理者等 ・ 児童の教育

- 2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準とするものです。

基準とする府令	基準の主な内容
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）	・ 設備の基準 ・ 職員配置基準

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 62 号議案の説明資料)

健康増進課

浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い、新たに創設される妊婦のための支援給付にかかる規定を追加するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条の 2 に、妊婦のための支援給付について、子ども・子育て支援法第 10 条の 5 の規定に基づく手続きに不正があった場合の罰則規定を設けるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市立保育所条例の一部改正について

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い、浜松市立保育所で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 事業（附則第 3 項）

浜松市立保育所が実施する事業として、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）附則第 29 条の規定により読み替えて適用する法第 59 条に規定する乳児等通園支援事業を追加し、実施する保育所を以下のとおり定めるものです。

・実施園

区	実施園
中央	鴨江保育園、神田原保育園、積志保育園、笠井保育園、寺島保育園、可美保育園、舞阪第 1 保育園、雄踏保育園
浜名	引佐保育園、都筑保育園
園数	10 園

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について

(提案理由)

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準を改めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 常勤換算方法による職員配置基準の緩和（第 10 条第 1 項第 1 号）

現行の配置すべき職員の員数について、地域包括支援センターの運営状況を勘案して、浜松市地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能とするものです。

・常勤換算方法

非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の勤務時間＝常勤換算人数

2 複数圏域の人口の合算による職員数の配置（第 10 条第 1 項第 3 号）

地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると浜松市地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域毎の第一号被保険者数を合計した数に応じた職員数を、各センターに振り分けて配置することにより配置基準を満たすことを可能とするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 65 号議案の説明資料)

健康増進課

浜松市保健福祉センター条例の一部改正について

(提案理由)

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を実施する「こども家庭センター」の設置により、浜松市中央保健福祉センターに勤務する職員を中央区役所に集約したことに伴い、開館時間を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 4 条の浜松市中央保健福祉センターの開館時間について「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時」を「午前 9 時から午後 4 時 3 0 分」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 66 号議案の説明資料)

生活衛生課

浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号）の施行に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第 2 条第 1 項第 1 号オ中、「第 26 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市舞阪水産物荷さばき所条例の廃止について

(提案理由)

浜名漁業協同組合へ浜松市舞阪水産物荷さばき所を有償譲渡することに伴い、条例を廃止するものです。

	概要
(1) 名称	浜松市舞阪水産物荷さばき所
(2) 所在地	浜松市中央区舞阪町舞阪 2119 番地の 38
(3) 構造	鮮魚活魚棟 鉄骨造ガルバリウム鋼板葺平屋建 シラス棟 鉄骨造ガルバリウム鋼板葺平屋建
(4) 延床面積	鮮魚活魚棟 1195.10 m ² シラス棟 649.50 m ²
(5) 建築時期	平成 5 年 3 月 15 日
(6) 土地状況	静岡県有地

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(位置図)



(第 68 号議案の説明資料)

食肉地方卸売市場

浜松市地方卸売市場業務条例及び浜松市と畜場条例の廃止について

(提案理由)

静岡県内の食肉センターの再編統合のため、小笠食肉センターの敷地内において静岡県が建設している静岡県食肉センター（仮称）に、当市場及びと畜場を統合することに伴い、条例を廃止するものです。

(施行期日)

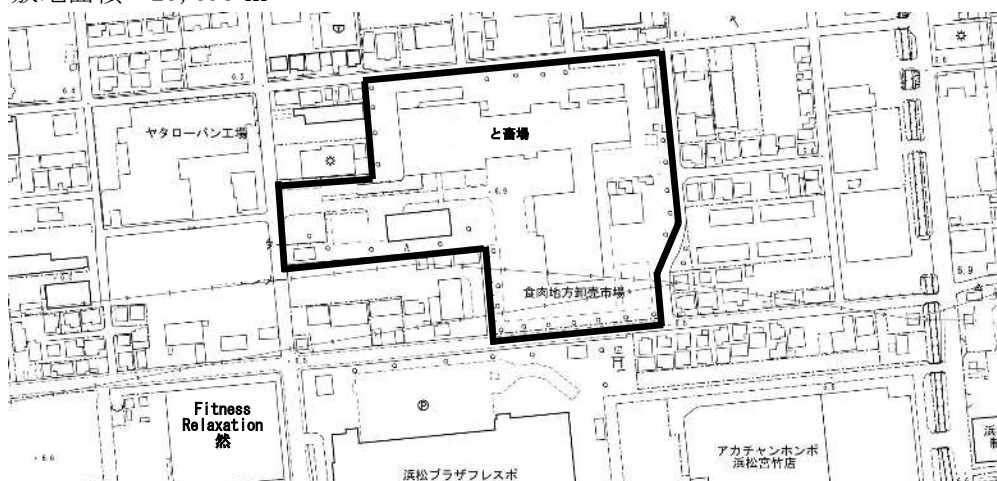
この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行するものです。

(位置図)

名 称：浜松市食肉地方卸売市場（食肉地方卸売市場及びと畜場）

所在地：浜松市中央区上西町 9 8 6 番地

敷地面積 25,698 m²



浜松市と畜場条例の一部改正について

(提案理由)

と畜場における豚のと畜頭数の減少に伴う使用料収入の減少や維持管理費の増加が、経営を圧迫していることから、再編統合までの間、と畜場の機能を維持するため、使用料を適正価格に見直すことに伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

と畜場の使用料を以下のとおり改定するものです。

区分		改正前	改正後
と畜場使用料	牛・馬	1 頭につき 2,348 円	1 頭につき 2,583 円
	豚	1 頭につき 960 円	1 頭につき 1,056 円
	こ牛・こ馬	1 頭につき 960 円	1 頭につき 1,056 円
	やぎ・めん羊	1 頭につき 372 円	1 頭につき 409 円
冷蔵庫使用料	牛・馬	半頭 1 日につき 117 円	半頭 1 日につき 129 円
	豚	半頭 1 日につき 58 円	半頭 1 日につき 64 円
	こ牛・こ馬	半頭 1 日につき 58 円	半頭 1 日につき 64 円
	やぎ・めん羊	半頭 1 日につき 58 円	半頭 1 日につき 64 円

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行するものです。

(第 70 号議案の説明資料)

土地政策課

浜松市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の廃止について

(提案理由)

公有地の拡大の推進に関する法律において、都市計画区域内の土地を譲渡しようとする場合の届出義務の対象を 2 0 0 ㎡以上の土地としているのに対し、同法施行令第 3 条第 3 項ただし書きに基づき、条例で 1 0 0 ㎡以上の土地の譲渡を届出の対象としています。

これまでの当該届出による土地の取得状況に鑑みると、公有地の取得機会の一層の拡大という条例の目的は果たされている状況にあることから、届出義務の対象を同法施行令第 3 条第 3 項が規定する 2 0 0 ㎡以上へと見直し、市民の負担軽減を図るため、条例で定める規模の定めを廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市都市公園条例の一部改正について

(提案理由)

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場について、第 2 期事業の運営開始に伴い、利用時間に係る規定を改めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 利用時間の見直し（別表第 3 の 4 項）

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場のプール等の専用利用等について、ナショナルチーム等による合宿利用などの際に、正時としている専用利用時の利用開始及び終了時刻の制限を緩和することで、施設の稼働率向上を図るものです。

改正前	改正後
ア プール等 (イ) 専用利用等	
2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 30 分まで利用する場合を除き正時までとする。	2 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 30 分まで利用する場合を除き正時までとする。ただし、市長 が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
イ 大会総務室等	
1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 30 分まで利用する場合を除き正時までとする。	1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は日曜日に午後 7 時 30 分まで利用する場合を除き正時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正内容の規定による別表第 3 の 4 項の規定は、附則第 1 項に規定する規定の施行の日以後の利用に係る利用時間について適用するものです。

(位置図)



(第 72 号議案の説明資料)

住宅課

浜松市営住宅条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市公営住宅等長寿命化計画に基づき、小深田団地を用途廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

市営住宅の名称及び位置を定める別表第 1 の 1 から、小深田団地の項を削除するものです。

(施行期日)

この条例は、規則で定める日から施行するものです。

(第 73 号議案の説明資料)

消防総務課

浜松市消防団に関する条例の一部改正について

(提案理由)

消防団組織の充実強化を図るため、消防団の入団資格を拡大し、市外から市内に通学する者の入団が可能となるよう、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

消防団員の任用要件について、浜松市外から市内に通学する者を加えるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）の一部改正により、消防団員に対する退職報償金について、35 年以上の勤務の区分が導入されたことに伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第 2 条の規定に基づく別表中、「30 年以上」を「30 年以上 35 年未満」に改めるとともに、「35 年以上」の区分を追加するものです。

退職報償金の支給額については、改正後の施行令により追加される消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う額と同額とするものです。

階級	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	979,000 円	1,079,000 円
副団長	909,000 円	1,009,000 円
方面隊長及び分団長	849,000 円	949,000 円
副分団長	809,000 円	909,000 円
部長及び班長	734,000 円	834,000 円
団員	689,000 円	789,000 円

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、扶養手当、管理職員特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員に対する手当を見直すほか、これに係る所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 扶養手当の見直し

配偶者に係る扶養手当について、令和 8 年度から支給しないものとするものです。

2 管理職員特別勤務手当の見直し

平日深夜に係る支給対象時間帯について、次のように改正するものです。

	現行	改正後
時間帯	午前零時から午前 5 時まで	午後 1 0 時から翌日午前 5 時まで

3 定年前再任用短時間勤務職員の手当の見直し

定年前再任用短時間勤務職員を住居手当の支給対象とするものです。

4 所要の整備

扶養手当の支給に関する経過措置を定めるほか、字句の整理など所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市水道事業給水条例の一部改正について

(提案理由)

直面する水道事業会計の資金不足を回避するとともに、増大する水道施設の老朽化対策や耐震化に必要な財源を確保し、水道事業の持続可能な経営に資するため現行の水道料金を見直すほか、給水装置工事申込みをオンライン申請で完結できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 水道料金の見直し

水道事業において直近 5 年間の運営に必要な収入が得られるよう、水道料金を以下のとおり改めるものです。

用途	基本料金			従量料金（1 立方メートルにつき）		
	メーター口径	改定前	改定後	水量	改定前	改定後
一般用	13mm	660 円	777円70銭	10m ³ まで	44円	50円60銭
	20mm	704 円	979 円	10m ³ 超20m ³ まで	105円60銭	122円10銭
	25mm	792 円	1,100 円	20m ³ 超30m ³ まで	139円70銭	161円70銭
	30mm	1,650 円	2,288 円	30m ³ 超40m ³ まで	170円50銭	198円
	40mm	3,190 円	4,422 円	40m ³ 超50m ³ まで	198円	229円90銭
	50mm	6,820 円	9,460 円	50m ³ 超100m ³ まで	206円80銭	239円80銭
	75mm	15,400 円	21,351 円			
	100mm	30,800 円	42,713 円	100 m ³ 超 500 m ³ ま で	214円50銭	248円60銭
	125mm	30,800 円	42,713 円			
	150mm	81,400 円	112,871 円	500m ³ 超	220円	255円20銭
	200mm以上	170,500 円	236,423 円			
臨時用		—	—		220円	255円20銭

2 工事の申込み

給水装置工事申込みをオンラインで完結できるよう、利害関係人の同意書の提出を求める規定を、利害関係人の同意がある旨の確認をすることができると改正するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。ただし、水道料金に係る規定は、同年 1 0 月 1 日から施行するものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 6 年 10 月 2 日）を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、給料表を改定し、扶養手当、管理職員特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）に対する手当を見直すほか、これに係る所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料表の改定

小学校中学校等教育職給料表の特 2 級以上及び高等学校等教育職給料表の 3 級以上について、現行の初号近辺の号給をカットして初号の給料水準を引き上げるものです。

2 扶養手当の見直し

子と配偶者に係る扶養手当額について次のように改正するものです。

扶養親族		現行	令和 7 年度 (経過措置)	令和 8 年度 以降
子（1 人当たり）		11,000 円	11,500 円	13,000 円
配偶者	教育職給料表※ 3 級以下	6,500 円	3,000 円	支給しない
	教育職給料表※ 4 級	3,500 円	支給しない	

※小学校中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表をいう。

3 管理職員特別勤務手当の見直し

平日深夜に係る支給対象時間帯について、次のように改正するものです。

	現行	改正後
時間帯	午前零時から午前 5 時まで	午後 10 時から翌日午前 5 時まで

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の見直し

定年前再任用短時間勤務職員を住居手当及びへき地手当の支給対象とするものです。

5 所要の整備

改定後の給料表への切替えに関する必要な事項及び定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の支給に関する経過措置等を定めるほか、字句の整理など所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

令和 6 年能登半島地震への災害派遣業務に対する国の運用指針及び他団体の制度運用の状況を踏まえ、教育職員による災害対策本部が設置された地方公共団体の区域で行う災害応急対策又は災害復旧のための作業に対し、災害応急作業手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

教育職員に対し災害応急作業手当を新設するものです。

1 支給対象となる作業

災害対策本部が設置された地方公共団体の区域で行う災害応急対策又は災害復旧のための作業として教育委員会規則で定める作業とするものです。

2 支給額

1 日 9 1 0 円

(施行期日等)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

なお、令和 6 年能登半島地震への対応に関する業務に適用するため、本改正については、令和 6 年 1 月 1 日に遡って適用するものです。

浜松市学童等災害共済条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市学童等災害共済事業について、適切な基金運用に向けて共済の会費を引き下げるとともに、歯牙治療の材質向上による治療費用の高騰に伴い障害見舞金の支給額を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 共済会費の引き下げ

会員 1 人あたりの共済会費を、80 円から 60 円に改定するものです。

2 共済見舞金支給額の引き上げ

「2 本以下の永久歯に歯科補綴等を加えたもの」に対する障害見舞金を、1 本 90,000 円から 1 本 110,000 円に改定するものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 改正後の浜松市学童等災害共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じる災害に係る共済見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る共済見舞金については、なお従前の例によるものです。

浜松市立幼稚園条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園を廃園するほか、新たに浜松市立伊佐見幼稚園で預かり保育を実施するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 名称及び位置

幼稚園の名称及び位置を定める別表第 1 の表中から、浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園の項を削除するものです。

2 預かり保育

預かり保育の実施園を定める別表第 2 の表中から、浜松市立浦川幼稚園を削除するとともに、浜松市立伊佐見幼稚園を追加するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 81 号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市立小学校及び中学校条例の一部改正について

(提案理由)

令和 7 年 4 月に浜松市立浦川小学校が浜松市立佐久間小学校へ統合することに伴い、浜松市立浦川小学校を廃校とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

小学校及び中学校の名称及び位置を定める別表 1 小学校の表中から、浜松市立浦川小学校の項を削除するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 浜松市立小中学校施設使用料条例において、浜松市立浦川小学校を削除するため、条例の一部を改正するものです。

浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例の制定について

(提案理由)

人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、もって一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、差別のない社会の実現を図るため、制定するものです。

(主な制定内容)

1 基本理念（第 3 条）

人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりは、全ての人が一人一人の人権を尊重し、かけがえのない個人として多様性が認められ、差別がされないことを基本として行われなければならないことを規定するものです。

2 市の責務（第 4 条）

市は、人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくりを推進する施策、差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を策定し、実施する責務を有すると規定するものです。

3 市民等の責務（第 5 条）

市民等は、市が実施する人権施策に協力するよう努め、また、社会のあらゆる分野において、差別の解消に取り組むように努める責務を有すると規定するものです。

4 国籍等による差別的取扱いの禁止（第 6 条）

何人も、国籍、民族等の違い及びその文化的違いを理由とする差別的取扱いをしてはならないことを規定するものです。

5 性的指向又は性自認による差別的取扱いの禁止（第 7 条）

何人も、性的指向又は性自認を理由とする差別的取扱いをしてはならないことを規定するものです。

6 差別的取扱いの禁止（第 8 条）

前 2 条に定めるもののほか、何人も、多様性を認めないことを理由とする差別的取扱いをしてはならないことを規定するものです。

7 情報の取扱い（第9条）

何人も、インターネット上の情報その他の公衆に表示する情報について、誹謗中傷し、又は差別を助長することのないよう留意するとともに、他者の多様性に関わる事項について、正当な理由なく、表明を強制し、若しくは禁止し、又はその意に反して第三者に知らせてはならないことを規定するものです。

8 教育及び啓発（第10条）

市は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う、差別のない社会づくりに関して市民等の理解を深めるため、関係機関との連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進することを規定するものです。

9 浜松市人権施策推進計画（第11条）

市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市人権施策推進計画を策定しなければならないことを規定するものです。また、策定するに当たっては、浜松市人権施策推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければならないことを規定するものです。

10 附属機関の設置（第14条）

市は、人権施策を推進するため、浜松市人権施策推進審議会を置くことを規定するものです。

11 所掌事務（第15条）

浜松市人権施策推進審議会は、浜松市人権施策推進計画の策定、変更、実施状況に関すること及び人権施策の推進に関することを市長の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べることを規定するものです。

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。
- 2 浜松市人権施策推進審議会条例（平成20年浜松市条例第33号）を廃止するものです。
- 3 施行日の前日に廃止前の浜松市人権施策推進審議会条例に規定する浜松市人権施策推進審議会の委員の職にあった者は、この条例により委嘱したものとみなし、委員の任期は、令和8年3月31日までとするものです。

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の施行について必要な事項を定めるため、制定するものです。

(主な制定内容)

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に伴い、市民の生命及び財産の保護の観点から、市内を統一的で隙間なく規制するために、特定盛土等規制区域で許可が必要となる特定盛土等又は土石の堆積の規模について、宅地造成等工事規制区域で許可が必要となる規模と同一に規定するものです。

1 特定盛土等

- (1) 盛土で高さが 1 メートルを超える崖を生じるもの
- (2) 切土で高さが 2 メートルを超える崖を生じるもの
- (3) 盛土と切土とを同時に行い、高さが 2 メートルを超える崖を生じるもの（前 2 号を除く。）
- (4) 盛土で高さが 2 メートルを超えるもの（第 1 号又は前号を除く。）
- (5) 盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの（前各号に該当するものを除く。）

2 土石の堆積

- (1) 堆積を行う高さが 2 メートルを超えるもの
- (2) 堆積を行う土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの（前号を除く。）

(施行期日)

この条例は、特定盛土等規制区域の指定の公示があった日から施行するものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行により、懲役及び禁錮の刑を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定の整理を行うものです。

(改正内容)

次に掲げる条例の規定中「懲役」及び「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改めるものです。

- 1 浜松市市勢功労者表彰条例
- 2 浜松市指定難病審査会条例
- 3 浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 4 浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例
- 5 浜松市行政不服審査条例
- 6 浜松市特別職の給与に関する条例
- 7 浜松市職員の給与に関する条例
- 8 浜松市職員退職手当支給条例
- 9 浜松市心身障害者扶養共済条例
- 1 0 浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 1 1 浜松市中央卸売市場業務条例
- 1 2 浜松市地方卸売市場業務条例
- 1 3 浜松市屋外広告物条例
- 1 4 浜松市法定外道路管理条例
- 1 5 浜松市普通河川条例
- 1 6 浜松市消防団に関する条例
- 1 7 浜松市教育職員の給与に関する条例

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとするほか、必要な経過措置を設けるものです。

包括外部監査契約締結について

(提案理由)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ外部の専門家による包括外部監査を実施するにあたり、契約の相手方及び契約金額など包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和7年4月1日（終期は令和8年3月31日）
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 静岡県浜松市中央区板屋町104番地の1
 - (2) 氏 名 内山 昌美
 - (3) 資 格 公認会計士（日本公認会計士協会東海会 静岡県会所属）
 - (4) 所 属 事 務 所 内山公認会計士事務所
 - (5) 事務所の所在地 静岡県浜松市

市有財産取得について（佐鳴湖公園用地）

(提案理由)

借地の解消を目的として佐鳴湖公園用地の一部を取得することから、市有財産の取得に係る土地売買契約の締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年浜松市条例 26 号）第 3 条の規定に基づき、提案するものです。

目的	所在地	財産の概要	取得予定価格
佐鳴湖公園用地	浜松市中央区 大平台一丁目 19115 番 5 19116 番 1 19116 番 2 19116 番 3 19116 番 7 19116 番 9	山林 1,960 m ²	807,665,300円
		山林 14,446 m ²	
		山林 5,408 m ²	
		山林 5,312 m ²	
		山林 2,366 m ²	
		山林 3,207 m ²	
		合計 32,699m ²	

(位置図)

